**身体障害者手帳の手続について**

**【対象者】**

視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、そしゃく機能、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能、免疫機能に障害のある方。

**【手続に必要なもの】**

1. 申請書
2. 身体障害者診断書/意見書（身体障害者福祉法第15条の指定医師による）
3. マイナンバーカード（通知カード等、マイナンバーが確認できるもの）
4. 写真1枚

（1年以内に撮影したもので、上半身・脱帽のもの。**サイズは縦4㎝×横3㎝**）

※申請書、身体障害者診断書・意見書は、男鹿市HPからもダウンロードできます。

※申請～手帳ができるまで、1・2か月ほどかかります。

※住所・氏名を変更したとき/死亡したとき/手帳を破損・紛失したとき/障害の程度が変更したときは、必ず窓口まで届け出てください。

【お問合せ先】

男鹿市役所　福祉課　福祉班

☎：０１８５－２４－９１２０